

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成29年11月30日	
【会社名】	株式会社セレス	
【英訳名】	C E R E S I N C .	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 都木 聡	
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山三丁目11番13号	
【電話番号】	03-5414-3229	
【事務連絡者氏名】	常務取締役 兼 管理本部長 小林 保裕	
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山三丁目11番13号	
【電話番号】	03-5414-3229	
【事務連絡者氏名】	常務取締役 兼 管理本部長 小林 保裕	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	735,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	500,000株	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株です。

- (注) 1 平成29年11月30日開催の取締役会決議によります。
2 振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	500,000株	735,000,000	367,500,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	500,000株	735,000,000	367,500,000

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
2 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額です。また、増加する資本準備金の額の総額は367,500,000円です。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,470	735	100株	平成29年12月18日(月)	-	平成29年12月18日(月)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額です。
3 申込みの方法は、申込期間内に総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとし、
4 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合、本第三者割当増資は行われなことになることとなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社セレス 管理本部	東京都港区南青山三丁目11番13号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 青山支店	東京都港区北青山三丁目6番12号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
735,000,000	5,400,000	729,600,000

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2 発行諸費用の概算額は、登記関連費用、弁護士費用及びその他事務費用等の合計額です。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額729,600,000円については、下表記載のとおり、仮想通貨取引所事業に係るシステム構築費及び広告宣伝費、仮想通貨マイニング事業に係るシステム構築費及び仮想通貨購入資金並びに本社オフィス移転に係る保証金及び設備投資資金に全て充当される予定です。

具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

具体的な使途	金額 (千円)	支出予定時期
仮想通貨取引所事業に係るシステム構築費	50,000	平成29年12月～平成30年4月
仮想通貨取引所事業に係る広告宣伝費	216,600	平成30年4月～平成31年12月
仮想通貨マイニング事業に係るシステム構築費及び仮想通貨購入資金	200,000	平成29年12月～平成30年4月
本社オフィス移転に係る保証金及び設備投資資金	263,000	平成29年12月～平成30年2月
合計	729,600	

仮想通貨取引所事業に係るシステム構築費について

当社は、スマートフォン端末をメインデバイスとするインターネットメディアを企画・開発し、運営することを主業としており、現金や電子マネー等に交換可能なポイントサービスを運営しております。上記ポイントは一種の仮想通貨であると定義しており、グローバルな決済手段であるビットコインなどの仮想通貨とは親和性が非常に高いと考えております。平成29年4月の改正資金決済法の施行等により、仮想通貨への社会的関心が高まる中、当社は平成29年7月にビットバンク株式会社(以下「ビットバンク」といいます。)を持分法適用関連会社とし、仮想通貨関連事業への本格的な進出を果たしました。

また、当社は、平成29年9月1日付で仮想通貨取引事業を行うことを目的とした子会社である株式会社マーキュリー(以下「マーキュリー」といいます。)を設立いたしました。マーキュリーは、ビットバンクの提供する仮想通貨取引所の新規参入事業者向けホワイトラベル提供サービス「bitbank for broker」を利用し、仮想通貨取引所の新規運営を開始すべく、仮想通貨交換業の登録に向け金融庁との調整を進めております。マーキュリーは、短い準備期間で仮想通貨取引事業へ新規参入するため「bitbank for broker」の導入を決定いたしました。利用者とインターフェース等のシステムについては当該サービスとは別に自社で開発する必要があり、システムエンジニア、webデザイナー等の人的リソースの投入が必須となります。

以上の取組方針に従い、今回調達する資金のうち50百万円を、仮想通貨取引所事業に係るシステム構築費に充当する予定です。なお、仮想通貨取引所に係るシステム構築については、国内での開発事例が少ないこと等から計画時には予期しなかった事態の発生により必要とする資金が増減する可能性があります。そのため、当該構築費に過不足が生じた場合には「仮想通貨取引所事業に係る広告宣伝費」に充当する資金を増減させることで対応する予定であります。

仮想通貨取引所事業に係る広告宣伝費について

国内における仮想通貨取引所については、当社の投資先であるビットバンクをはじめ既に多くの取引所が営業を開始しております。そのような事業環境の中で後発であるマーキュリーの仮想通貨取引事業の拡大には、利用者にとってより使い勝手の良いシステムを提供するだけでなく、サービスの認知向上と利用者拡大のための広告宣伝費への資金の集中投入が必要であると考えております。

以上の取組方針に従い、今回調達する資金のうち216百万円を、仮想通貨取引所事業に係る広告宣伝費に充当する予定です。なお、「仮想通貨取引所事業に係るシステム構築費について」及び「仮想通貨マイニング事業に係るシステム構築費及び仮想通貨購入資金について」に係る必要資金に過不足が生じた場合には当該広告宣伝費に充当する資金を増減させることで対応する予定であります。

仮想通貨マイニング事業に係るシステム構築費及び仮想通貨購入資金について

マーキュリーは、平成29年11月10日に当社が発表した「子会社マーキュリーによる仮想通貨マイニング事業開始のお知らせ」にあるとおり、仮想通貨関連事業の一環として仮想通貨のマイニング(採掘)事業(注)(以下「マイニング事業」といいます。)に新規参入することを決定いたしました。当社の手掛けるマイニング事業は、ビットコインのような高性能コンピューターの演算能力を背景としたPoW(Proof of Work)というアルゴリズムを基にした仮想通貨を対象とするのではなく、仮想通貨の保有量(Stake)や保有期間によりマイニングの成否が決定するPoS(Proof of Stake)というアルゴリズムを基にした仮想通貨を対象とすることを想定しております。当然、自社でマイニング事業を行うには事業開始時に対象となる仮想通貨を自社で一定量購入したうえでマイニングを可能とする専用システムの構築が必須であり、仮想通貨取引事業と同様にシステム開発を担う人的リソースの確保が必要となります。なお、当該仮想通貨の購入については当社が、マイニング事業に係るシステムの構築と運用はマーキュリーがそれぞれ担うことを予定しております。

以上の取組方針に従い、今回調達する資金のうち200百万円を、マイニング事業に係るシステム構築費及び事業開始時に必要となる仮想通貨購入資金に充当する予定です。なお、マイニング事業に係るシステム構築については、仮想通貨取引所事業に係るシステムと同様、国内での開発事例が少ないこと等から計画時には予期しなかった事態の発生により必要とする資金が増減する可能性があります。また、ビットコインをはじめとする仮想通貨の価格は短期間で大きく変動する可能性があることから、マイニング事業開始時に必要となる仮想通貨の購入資金も当該価格変動に合わせて増減する可能性があります。そのため、これら資金に過不足が生じた場合には「仮想通貨取引所事業に係る広告宣伝費」に充当する資金を増減させることで対応する予定であります。

(注) ビットコインをはじめとする仮想通貨は、中央で管理する発行体が存在しない分散型ネットワークによりプログラムが成り立っています。このような分散型ネットワークの信用を担保するために、「暗号技術」と「合意形成アルゴリズム」によって構成され、分散型ネットワークの合意形成に参加してインセンティブを得る行為のことを、マイニング(採掘)と呼びます。

本社オフィス移転に係る保証金及び設備投資資金について

当社は、平成29年11月10日に発表した「本社移転に関するお知らせ」のとおり、平成29年12月18日より新たな本社オフィス(東京都世田谷区)での営業を開始する予定であります。

従前より、当社は、新たな事業の立ち上げと事業環境の変化に対応するため、優秀な人材の採用と継続的な育成の必要性を認識しており、それら人材を事業規模の拡大に合わせて適時に確保し、有機的に連携させることで新たな価値を生み出し、他社との差別化を図っていく方針であります。

近時、既存事業であるポイントメディア事業に加え、コンテンツメディア事業、仮想通貨関連事業を含むO2O(Online To Offline)事業の拡大に伴い、システムエンジニア、webデザイナーを中心に採用活動の強化を図っております。短中期的にはこのような採用活動のトレンドが継続するものと予想されることから、当該人員拡大に対応すべく本社オフィスの移転を実施するものであります。

以上の取組方針に従い、本社オフィス移転に係る保証金及び設備投資資金のため、今回調達する資金のうち263百万円を充当する予定です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	株式会社サイバーエージェント
本社所在地	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	<p>有価証券報告書 事業年度 第19期 (自平成27年10月1日至平成28年9月30日) 平成28年12月19日 関東財務局長に提出</p> <p>有価証券報告書(第19期)の訂正報告書 平成29年5月26日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度 第20期第1四半期 (自平成28年10月1日至平成28年12月31日) 平成29年1月27日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度 第20期第2四半期 (自平成29年1月1日至平成29年3月31日) 平成29年4月28日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度 第20期第3四半期 (自平成29年4月1日至平成29年6月30日) 平成29年7月28日 関東財務局長に提出</p>

b 提出者と割当予定先との関係

資本関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	割当予定先の子会社である株式会社シーイー・モバイルが当社普通株式900,000株を保有しております。
人的関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術または取引関係		当社と割当予定先及び割当予定先の子会社の間には、広告の販売及び仕入等の取引関係があります。

(注) 当社と割当予定先との関係は、本有価証券届出書提出日(平成29年11月30日)現在におけるものであります。

c 割当予定先の選定理由

当社の持分法適用関連会社であるビットバンクは、仮想通貨取引所の新規参入事業者向けホワイトラベル提供サービス「bitbank for broker」を提供しております。また、割当予定先の仮想通貨取引事業の子会社である株式会社サイバーエージェントビットコイン(以下「CAビットコイン」といいます。)が当該サービスを採用し、来春に仮想通貨取引所の新規運営の開始を目指しております。当該協業によりCAビットコインは、ビットバンクの持つ仮想通貨のトレーディングシステムと仮想通貨取引所の運営ノウハウの提供を受ける一方、ビットバンクもCAビットコイン経由の取引の増加により仮想通貨取引所としてのプレゼンスの向上が期待できます。

今回、割当予定先が当社の株式を所有することによって、当社と割当予定先の信頼関係が更に強化され、上記のとおり、当社及び割当予定先における仮想通貨関連事業の推進に資するものと考えております。

上記の経緯を踏まえて、株式会社サイバーエージェントを割当予定先として選定いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 500,000株

e 株券等の保有方針

当社は、割当予定先に対して、本第三者割当増資が割当予定先との関係強化を目的にしていることを説明したうえで、本第三者割当増資に賛同いただいていることから、今回割り当てる当社普通株式の保有方針について、中長期的に保有する意向であると判断しております。

なお、当社は、割当予定先より、本第三者割当増資の払込期日から2年以内に当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の払込みに要する財産の存在について、割当予定先が平成29年7月28日に提出した第20期第3四半期報告書に記載の四半期連結貸借対照表の現金及び預金の額(37,055百万円)により、本第三者割当増資の払込みに必要かつ十分な現金及び預金を有していることを確認しており、同社による本第三者割当増資の払込みに関して確実性があるものと判断しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先は、東京証券取引所市場第一部に株式を上場しており、役員及び主要株主を有価証券報告書等の法定開示書類において公表しております。また、割当予定先は、東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書において反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載しております。以上より、当社は、割当予定先の役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本第三者割当増資の発行価格は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日(平成29年11月29日)の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値である1,470円といたしました。

なお、当該直前営業日までの1ヶ月間の終値平均1,364円に対するプレミアム率は7.77%、同3ヶ月間の終値平均1,334円に対するプレミアム率は10.19%、同6ヶ月間の終値平均1,424円に対するプレミアム率は3.23%であります。

取締役会決議日の直前営業日終値を基準といたしました理由は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)にて、第三者割当により株式の発行を行う場合の払込金額は、原則として、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額)を基準として決定することとされており、また、算定時に最も近い時点の市場価格である発行決議日の直前営業日の終値が、当社株式の現時点における公正な価格を算定するにあたって基礎とすべき価格であり、当該価格を基礎として算定した本第三者割当増資の払込金額を含む発行条件について合理性があると判断したためであります。

また、上記発行価格については、当社監査役3名(うち社外監査役2名)から、日本証券業協会の上記指針に準拠したものであり、上記と同様の理由により、割当予定先に特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本第三者割当増資により割当予定先に割り当てる株式数は500,000株(議決権5,000個相当)であり、平成29年6月30日現在の当社発行済株式数10,797,600株(総議決権数103,753個)に対して、4.63%(当社議決権総数に対し4.82%)の希薄化が生じるものと認識しております。

しかしながら、前記「1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社としましては、割当予定先との間の資本関係を強化させることは、割当予定先との間の継続的な取引基盤の強化につながり、ひいては両社における仮想通貨関連事業の推進に資するものと考えており、本第三者割当増資による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
有限会社ジュノー・アンド・カンパニー	東京都世田谷区下馬5丁目19番10号	1,180,000	11.37%	1,180,000	10.85%
インキュベイトキャピタル5号投資事業有限責任組合	東京都港区南麻布5丁目9番1号	1,000,000	9.64%	1,000,000	9.20%
株式会社シーイー・モバイル	東京都渋谷区南平台町16番28号	900,000	8.67%	900,000	8.28%
高橋 秀明	東京都杉並区	855,000	8.24%	855,000	7.86%
都木 聡	東京都世田谷区	562,000	5.42%	562,000	5.17%
株式会社サイバーエージェント	東京都渋谷区道玄坂1丁目12番1号			500,000	4.60%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	294,800	2.84%	294,800	2.71%
谷地館 望	東京都立川市	284,000	2.74%	284,000	2.61%
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	243,800	2.35%	243,800	2.24%
野口 淳	東京都世田谷区	202,200	1.95%	202,200	1.86%
計		5,521,800	53.22%	6,021,800	55.37%

(注) 1 平成29年6月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2 大株主の「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権数を、平成29年6月30日現在の総議決権数(103,753個)に本第三者割当増資により増加する議決権数(5,000個)を加えた数で除して算出しております。

3 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第12期(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)平成29年3月29日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第13期第1四半期(自 平成29年1月1日 至 平成29年3月31日)平成29年5月12日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第13期第2四半期(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)平成29年8月10日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第13期第3四半期(自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日)平成29年11月10日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年11月30日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年3月29日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成29年11月30日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成29年11月30日)現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社セレス 本店
(東京都港区南青山三丁目11番13号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

該当事項はありません。